

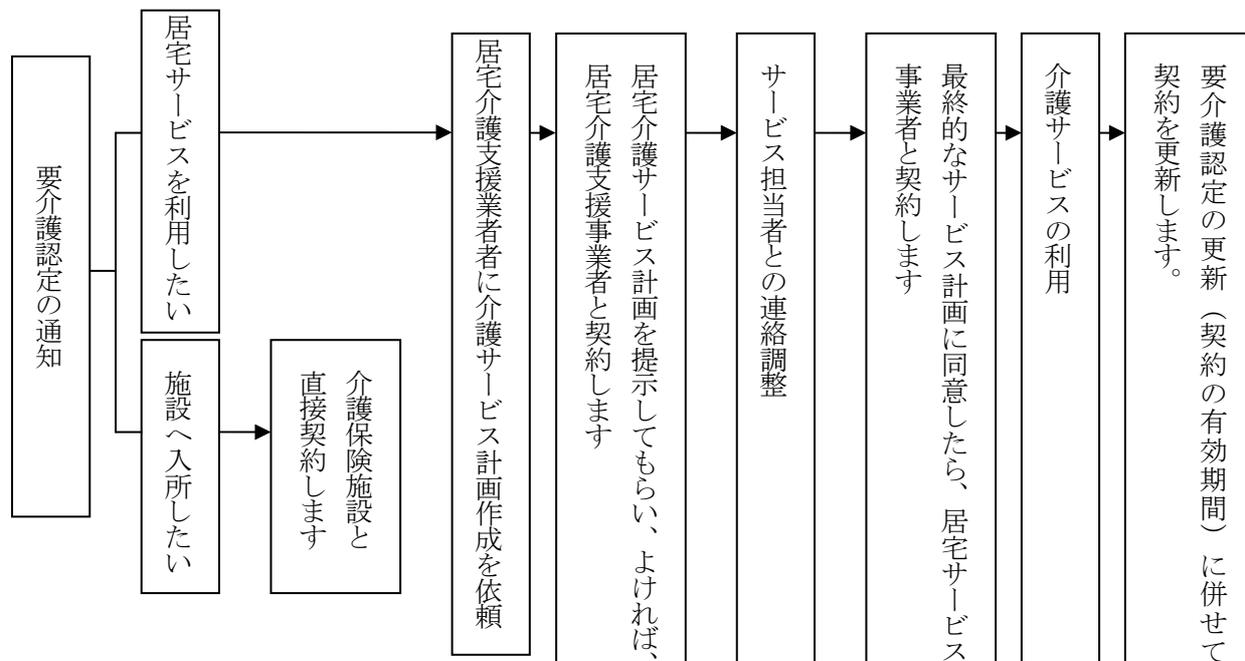
平成12年4月1日から「介護保険」が、実施されました。ここでは、介護サービスを受けるにはどのような手続きが必要かを中心に見てみたいとおもいます。

事業者と契約するときの注意

介護保険によるサービスの利用は従来の「措置」から、利用者とサービス事業者との「契約」となります。利用者のみなさんが居宅介護支援者やサービス事業者と契約を交わす必要がある場合は、以下のようなことに注意しましょう。

●契約が必要となるとき

介護サービスを利用するまでの手順の中で、次のようなときに事業者との契約が必要となります。



●こんなことに注意しましょう

契約の目的・・・契約の目的となるサービスが明記されているか。

契約の当事者・・・利用者と事業者との間の契約となっているか。

指定事業者・・・都道府県及び保険者（市町村）から指定された事業者か。

サービスの内容・・・利用者の状況に合ったサービス内容や回数か。

契約期間・・・在宅サービスは要介護認定の有効期間に合わせた契約期間となっているか。施設サービスは退所にもなう利用者の契約解除ができるか。

利用者負担金・・・利用者負担金の額や交通費の要否などの内容が明記されているか

- どうか。また、介護保険法にもとづいた金額となっているか。
- 利用者からの解約・・・利用者から解約が認められる場合およびその手続きが明記されているか。利用者は、一定の予告期間をもって解約ができることとなっているか。
- 損害賠償・・・サービス提供によって利用者が損害を与えられた場合の賠償義務が明記されているか。
- 秘密保持・・・利用者及び利用者の家族に関する秘密や個人情報が保持されるようになっているか。

契約書には以上の項目以外にも様々な項目があります。よく読み、また不明なところは説明を受け確認しましょう。